

一般会計の主な使い道

総務	庁舎空調設備等改修工事請負費	6694万円
	財政調整基金積立金	2億1531万円
	地域イントラネット整備工事請負費	202万円
	衆議院議員総選挙費	821万円
民生	国民健康保険特別会計繰出金	2億2668万円
	後期高齢者医療特別会計繰出金	6508万円
	後期高齢者医療療養給付費負担金	2億1046万円
	福岡県介護保険広域連合本部負担金	2億4182万円
	障害者福祉・支援費	3億6111万円
	子ども手当	5億6265万円
	保育園保育実施委託料	1億7624万円
	れいんぼ一幼児園建設事業費	4億9460万円
衛生	住民健康対策、保健事業費	1億6481万円
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金	4億9651万円
農水	須恵町堆肥センター増設に伴う用地取得費	1664万円
	行瀬水路改良工事請負費	780万円
	行瀬水路機能回復工事請負費	1451万円
土木	城山上組2号線道路改良工事請負費	2004万円
	城山上組4号線道路改良工事請負費	1837万円
	城山～新原線舗装改良工事請負費	708万円
	旅石地区道路改良工事請負費	907万円
	県道志免須恵線道路建設に伴う水路改良工事請負費	724万円
	旅石原中地区ポケットパーク整備事業費	3866万円
	公共下水道事業特別会計繰出金	2億3436万円
消防	小型動力ポンプ積載車購入費	767万円
教育	少人数指導・スクールソーシャルワーカー費	2310万円
	要保護及び準要保護児童生徒扶助費	2490万円
	小学校給食調理等業務民間委託料	4032万円
	第二小学校増築工事設計監理業務委託料	591万円
	須恵中学校テニスコート改修工事請負費	1235万円
	須恵中学校校舎耐震補強事業費	5975万円
その他	文化会館下水道排水設備工事請負費	733万円
	緊急雇用創出事業・重点分野雇用創出事業費	1301万円
	町債元金償還金	6億4571万円
	町債利子償還金	9710万円

基金・財政調整基金等

町有地売却収入や利子などを積み立てた基金積立金は、2億4349万9000円で、23年度に比べ65万8000円の減額です。

その用途が特定されていない財政調整基金と減債基金を合わせた残高は27億1096万5000円となっています。

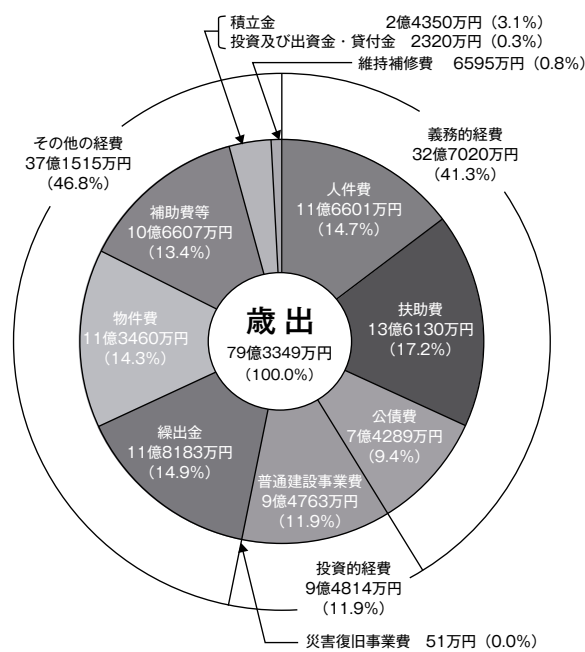
※平成24年度末現在、一般会計にはその用途が特定されていない財政調整基金、減債基金と、特定されている自然教育林基金、水道水源保全基金を設置しています。

平成24年度決算

れいんぼ一幼児園建設費
4億9460万円

歳出 79億3349万円

2億1052万円増（前年度比）



■歳出

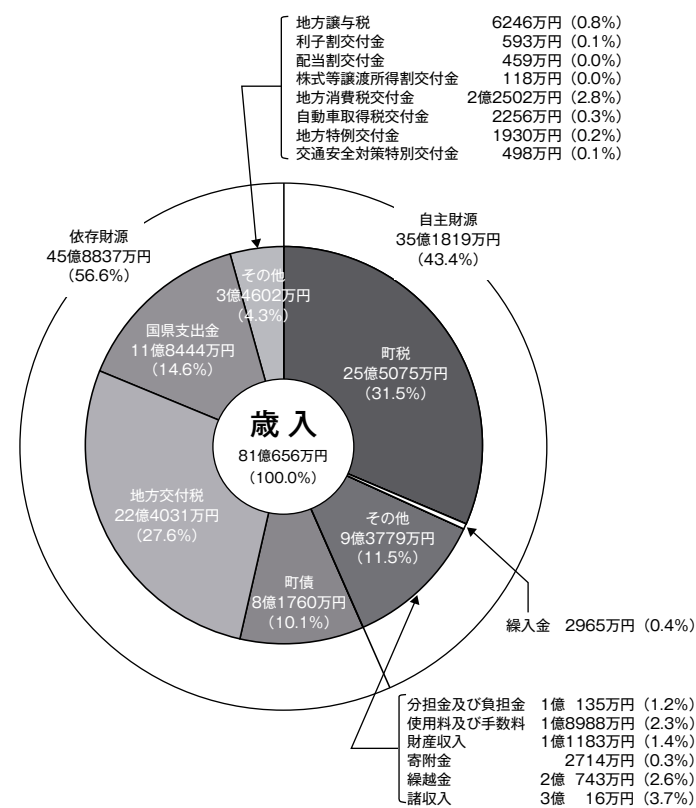
平成23年度に比べ2億1052万5000円の増額です。増額の主なものは、平成25年度に開園の第二幼児園（れいんぼ一幼児園）の建設等4億9459万6000円のほか須恵中学校耐震補強工事等5974万5000円が実施されたからです。

平成24年度の一般会計、特別会計および水道事業会計の決算が9月定例議会で審議のうえ、認定されました。決算は次のとおりです。

地方交付税22億4031万円
3293万円増（前年度比）

歳入 81億656万円

1億7616万円の増（前年度比）



■歳入

平成23年度に比べて1億7616万4000円の増額です。増額の主な理由は、平成25年度に開園の第二幼児園（れいんぼ一幼児園）の建設のために事業債3億4660万円を借り入れたからです。

一般・特別会計等決算額内訳

(単位：千円)

会計別	歳入歳出別	歳入	歳出	差引額
一般会計		8,106,567	7,933,497	173,070
特別会計	国民健康保険	3,138,289	3,132,039	6,250
	後期高齢者医療	250,372	238,221	12,151
	公共下水道事業	1,039,307	1,031,842	7,465
	農業集落排水事業	80,576	76,971	3,605
水道事業	収益的収支	581,001	530,104	50,897
	資本的収支	34,489	208,672	△174,183
総額		13,230,601	13,151,346	79,255

健全化判断比率および
資金不足比率の公表

健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
須恵町の算定値	-	-	10.8	43.9
早期健全化基準	14.86	19.86	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
⑤資金不足比率	-	-	-
経営健全化基準	20.0		

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成24年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。

いずれの比率も健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

※①～④の比率いずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければいけません。

※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。

※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。